

継続・再登録の皆様へ

特定非営利活動法人(NPO)
東京マスタース陸上競技連盟
会 長 井口 輝男

平成 30 年度 東京マスタース会員の登録要領について

平素は NPO 法人東京マスタース会員に登録され、競技力向上や健康の増進、親睦にご協力頂き、誠にありがとうございます。

4 月から始まる新年度もご加入頂き、多くの競技会、行事（裏面、日程表参照）にご参加下さるようご案内申し上げます。

登録申込みについて

1. 提出書類

登録申込書（払込取扱票）

（登録申込書は郵便局の「払込取扱票」に直接お申し込み内容を記入して頂く方式になっております。別紙の「登録申込案内」を参照して下さい）

2. 提出期限

平成 30 年 3 月 9 日(金)

3. 提出方法

- * 別紙の「登録申込案内」の説明及び註 1～註 5 をよくご覧ください。
- * 所定の登録申込書(払込取扱票)に必要な事項を記入し、郵便局で払い込んで下さい。

(口座記号番号 **00150-8-177406** 加入者名 **NPO 法人東京マスタース陸上競技連盟**)

又は記入した登録申込書(払込取扱票)に登録料を添えて、直接東京マスタース事務局に申し込んで下さい。

注意：指定以外の登録申込書は使用できません。

現金書留・小為替でお支払いの場合の申し込み先

〒192-0083 八王子市旭町 11-8 アクセスビル 909

NPO 法人東京マスタース陸上競技連盟 電話 042-656-7575

なお、登録は日本マスタースの要望により、3 月 9 日(金)をもって締切らせて頂きますが、それ以後も受付けておりますので、新年度の競技会に間に合うよう早めにお申し込み下さい。

会費改定にご理解とご協力を

公益財団法人日本陸上競技連盟（陸連）の強い要望により、マスタースの全会員が陸連の会員となり、登録料を所属の県陸協に納入しなければならないことになりました。その会費は都道府県によって異なり、東京陸協の場合は 2,600 円となっております。そのために、東京マスタースの会費は、平成 30 年度から、これまでの 4,300 円に、東京陸協の 2,600 円の半額 1,300 円をプラスして、5,600 円とさせて頂くこととなりました。残り 1,300 円は東京マスタースの負担ということで、どうかご了解の上ご協力下さいますよう、宜しく願い申し上げます。（陸連登録済の方は、申込書に陸連 ID(12 桁)をご記入のうえ、5,600 円から 1,300 円を控除した 4,300 円を納入して下さい。）

その結果、これまで東京の約 85%の方がマスタース会員の資格のみで、日本陸連の会員資格はありませんでしたが、平成 30 年度からは、東京マスタースの全会員が両方の会員資格を有することとなり、記録も両方の公認記録となり、陸連（東京陸協）主催の競技会にも参加出来るようになります。

会員倍増キャンペーンについてのお願い

平成 30 年度の会員登録の際、又は登録後に、新会員を紹介願います。

ご紹介して頂いた方には、直ちに登録用紙等をお届け致しますとともに、後日お礼をまとめて申し上げますと存じております。

会員倍増による会費の増収で、赤字要素を無くし、本連盟の財政基盤をしっかりと確立すると共に、本 NPO 法人の趣旨である「国民の健康増進と長寿に向けた活動」に一層貢献したいものと思っております。

どうか宜しく願い申し上げます。